

< 資 料 編 >

資料編 図表一覧

項目	掲載図表	出典	子どもの貧困に関する指標No.
1 全国の子どもの貧困率	図1 相対的貧困率と子どもの貧困率の推移(全国) 表1 貧困率の年次推移(全国)	厚生労働省「国民生活基礎調査」	
2 青森県の子どもを取り巻く現状	(1) 子どもの生活実態		
① 困窮家庭の割合	図2 困窮家庭の割合	青森県「青森県子どもの生活実態調査」(平成30年度)	
② 大学等進学率	図3 大学等進学率の推移	青森県教育委員会「高等学校等卒業者の進路状況」	
③ 高等学校中退率	図4 高等学校中退率の推移	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」	11
④ 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率	図5 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移	文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数」	
⑤ 就学援助制度に関する周知状況	図6 就学援助制度の周知状況の推移	文部科学省「就学援助の実施状況」	13
⑥ スクールソーシャルワーカーの配置人数	図7 スクールソーシャルワーカーの配置人数	青森県教育委員会調べ	12
⑦ 過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験	図8 過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験(全世帯)		16
⑧ 過去1年間に計画的な理由で食料を買えなかった経験	図9 過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験(全世帯)	青森県「青森県子どもの生活実態調査」(平成30年度)	17
⑨ 保護者が困った時や悩みがある時の相談先	図10 本当に困った時や悩みがある時に相談する相手や相談先		18
(2) 生活保護世帯の子どもの状況			
① 生活保護世帯における19歳以下の被保護者数	図11 生活保護世帯における19歳以下の被保護者数の推移	厚生労働省「被保護者調査」、総務省「人口推計」、青森県「青森県の推計人口年報」	
② 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	図12 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率の推移		3
③ 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	図13 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率の推移	厚生労働省社会・援護局保護課調べ	4
④ 生活保護世帯の子どもの大学等進学率	図14 生活保護世帯の子どもの大学等進学率の推移		5
(3) 社会的養護児童の状況			
① 社会的養護施設入所児童数	表2 社会的養護施設入所児童数の推移	厚生労働省「福祉行政報告例」	
② 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	図15 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率の推移	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ	6
③ 児童養護施設の子どもの大学等進学率	図16 児童養護施設の子どもの大学等進学率の推移		7
(4) ひとり親家庭の状況			
① 20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯数	表3 20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯数	総務省「国勢調査」	
② 児童扶養手当受給者数	図17 児童扶養手当受給者数の推移 参考 20歳未満の子どものいる世帯数と児童扶養手当受給者数との比率	厚生労働省「福祉行政報告例」 総務省「国勢調査」、厚生労働省「福祉行政報告例」	
③ ひとり親家庭の子どもの就園率(保育園・幼稚園等)	図18 ひとり親家庭の就学前児童の養育の状況		8
④ ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率及び大学等進学率	表4 ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率及び大学等進学率		9、10
⑤ ひとり親家庭の保護者の悩みごとの相談相手	図19 ひとり親家庭の保護者の悩みごとの相談相手		19
⑥ ひとり親家庭の収入の状況	図20 ひとり親家庭の年間総収入	青森県「青森県親子等生活実態調査」(令和元年度)	
⑦ ひとり親家庭の親の就業状況	図21 ひとり親家庭の親の雇用形態		21、22
⑧ 離婚家庭における養育費の状況	図22 離婚家庭における養育費の状況		23、24
⑨ ひとり親家庭における福祉制度の利用状況	表5 ひとり親家庭における制度の利用状況		25
⑩ 新型コロナウイルスの影響下におけるひとり親家庭の状況	図23 今年の家計の収支見込み 図24 子どもに関することで、現在(コロナ禍において)困っていること、不安に感じていること 図25 子ども以外のことで、現在(コロナ禍において)困っていること、不安に感じていること	青森県「新型コロナウイルスの影響下におけるひとり親家庭の困難に関する調査」(令和2年度)	

1 全国の子どもの貧困率

平成30年国民生活基礎調査の結果によると、我が国の子どもの貧困率は13.5%であり、前回調査から0.4ポイント低下しているものの、7人に1人の子どもが平均的な所得の半分以下の世帯で暮らし、貧困の状態にあると言われています。

また、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は48.1%と、子どもがいる現役世帯のうち大人が二人の世帯の10.7%と比べ非常に高い水準となっています。

※「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が中央値の半分の額（平成30年は127万円）に満たない子どもの割合を言います。

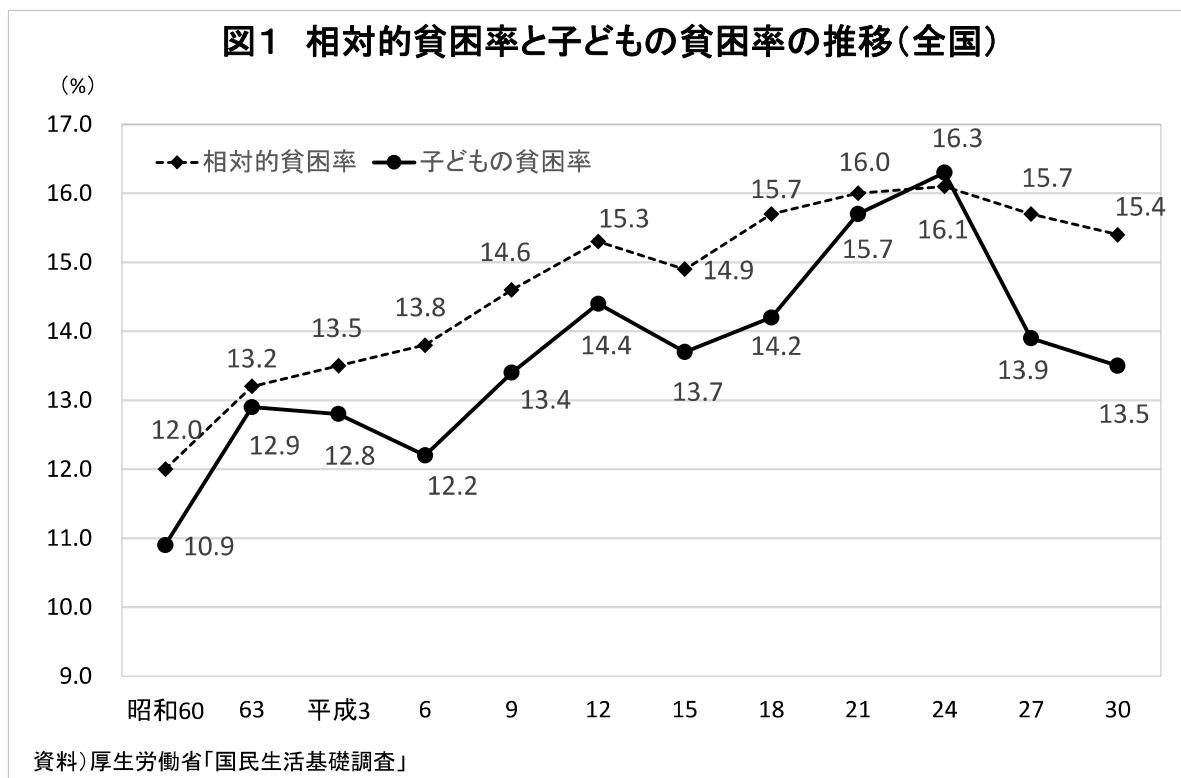


表1 貧困率の年次推移(全国)

(%)

	昭和60年	63	平成3年	6	9	12	15	18	21	24	27	30
相対的貧困率	12	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16	16.1	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5
子どもがいる現役世帯(全体)	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.4	12.4	10.7	10.7

(注)大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

資料)厚生労働省「国民生活基礎調査」

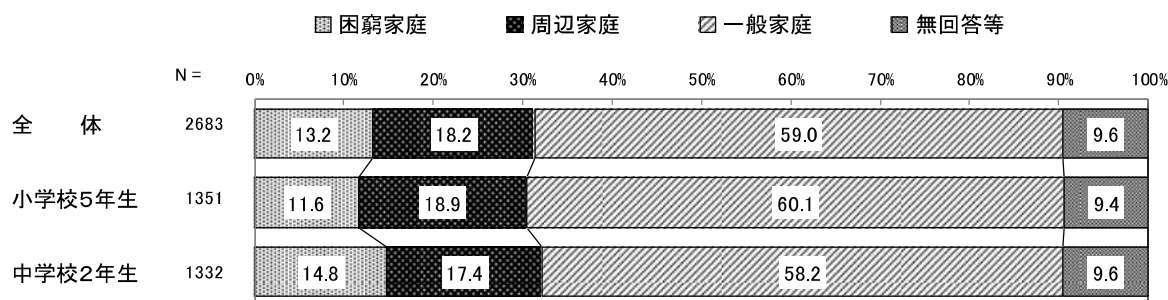
2 青森県の子どもを取り巻く現状

(1) 子どもの生活実態

① 困窮家庭の割合

県内の子どもの貧困の実態を多面的に把握するため、平成30年度において小学生や中学生の子どものいる家庭を対象に実施した「青森県子どもの生活実態調査」の結果によると、困窮家庭は13.2%、周辺家庭は18.2%、一般家庭は59.0%となっています。

図2 困窮家庭の割合



資料) 青森県「青森県子どもの生活実態調査」(平成30年度)

<参考> 青森県子どもの生活実態調査における「生活困難度」の取扱いについて

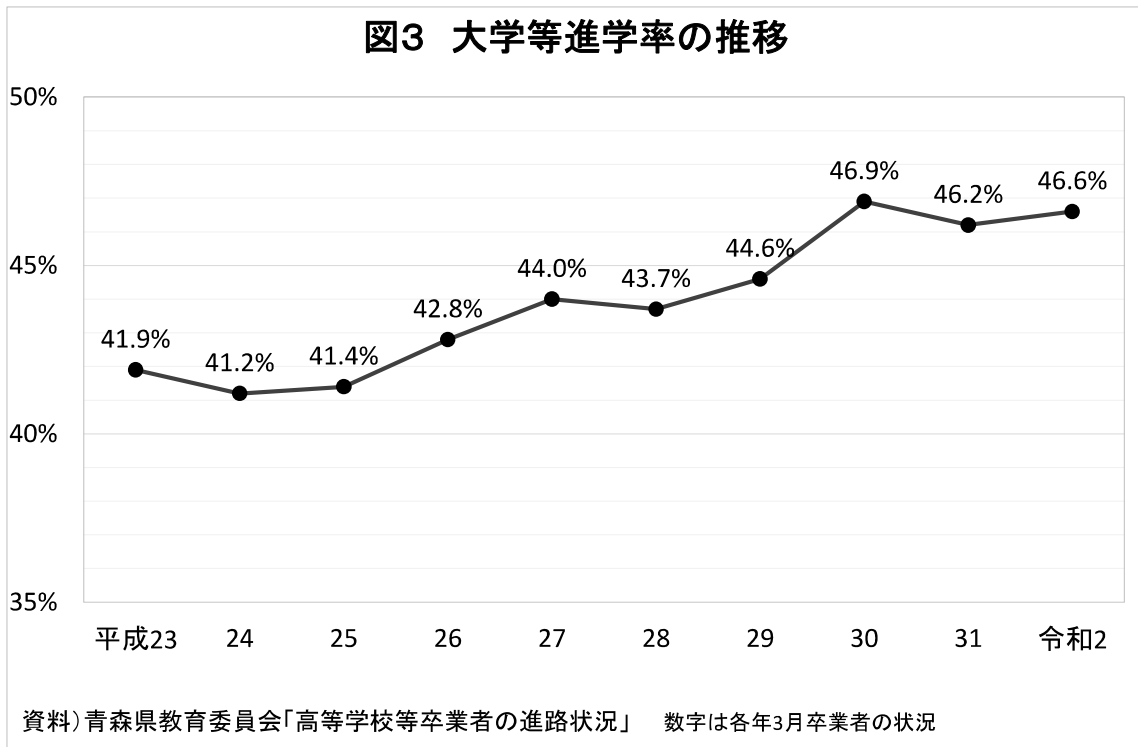
次の3つの要素に係る回答状況から、2つ以上の要素に該当する場合は「困窮家庭」、1つの要素に該当する場合は「周辺家庭」、該当しない場合は「一般家庭」と分類しています。

※全国の「子どもの貧困率」とは異なる取扱いであるため比較できるものではありません。

A 低所得	等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入による可処分所得+児童手当等の支給額等)を世帯人数の平方根で割って調整した所得)が、国民生活調査の貧困線の基準を下回る世帯
B 家計の逼迫	生活費に関する質問7項目について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上あると答えた世帯 〔①電話料金 ②電気料金 ③ガス料金 ④水道料金 ⑤家賃 ⑥食料 ⑦衣類〕
C 子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物などに関する質問15項目のうち、経済的な理由で「していない」、金銭的な理由で「ない」など欠如する項目が3つ以上あると答えた世帯 〔①海水浴に行く ②博物館・科学館・美術館などに行く ③キャンプやバーベキューに行く ④スポーツ観戦や劇場に行く ⑤遊園地やテーマパークに行く ⑥毎月お小遣いを渡す ⑦毎年新しい洋服・靴を買う ⑧習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる ⑨学習塾に通わせるまたは家庭教師に来てもらう ⑩誕生日のお祝いをする ⑪1年に1回くらい家族旅行に行く ⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ⑬子どもの年齢に合った本 ⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃ ⑮子どもが自宅で宿題をすることができる場所〕

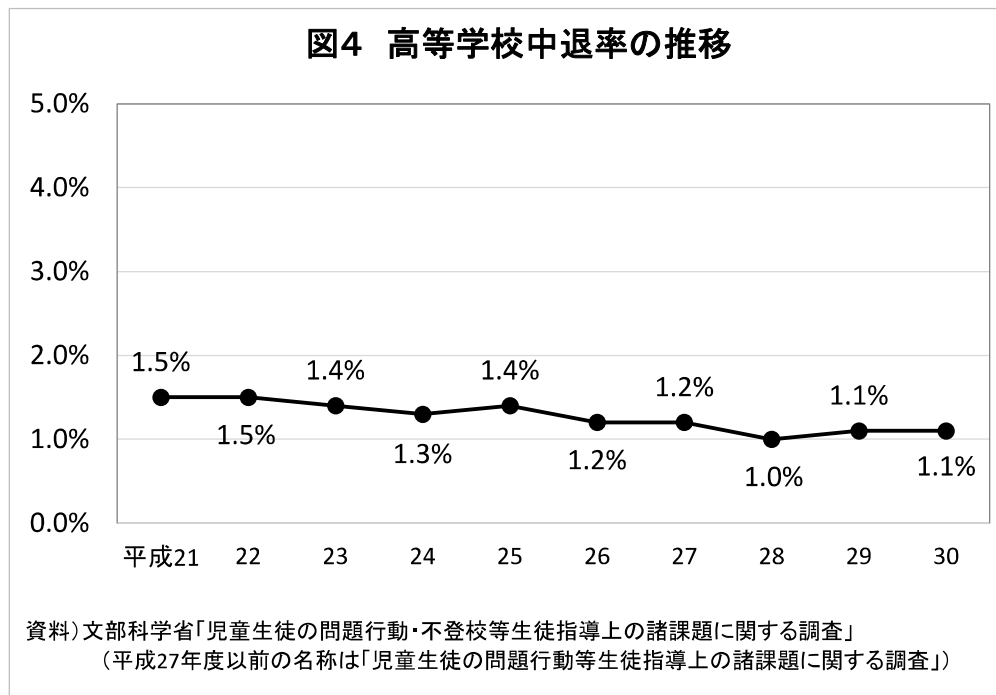
②大学等進学率

本県の高等学校（全日制・定時制課程）の卒業者の大学等進学率は、平成25年以降増加傾向にあり、令和2年は46.6%となっています。



③高等学校中退率（指標 No. 11 関連）

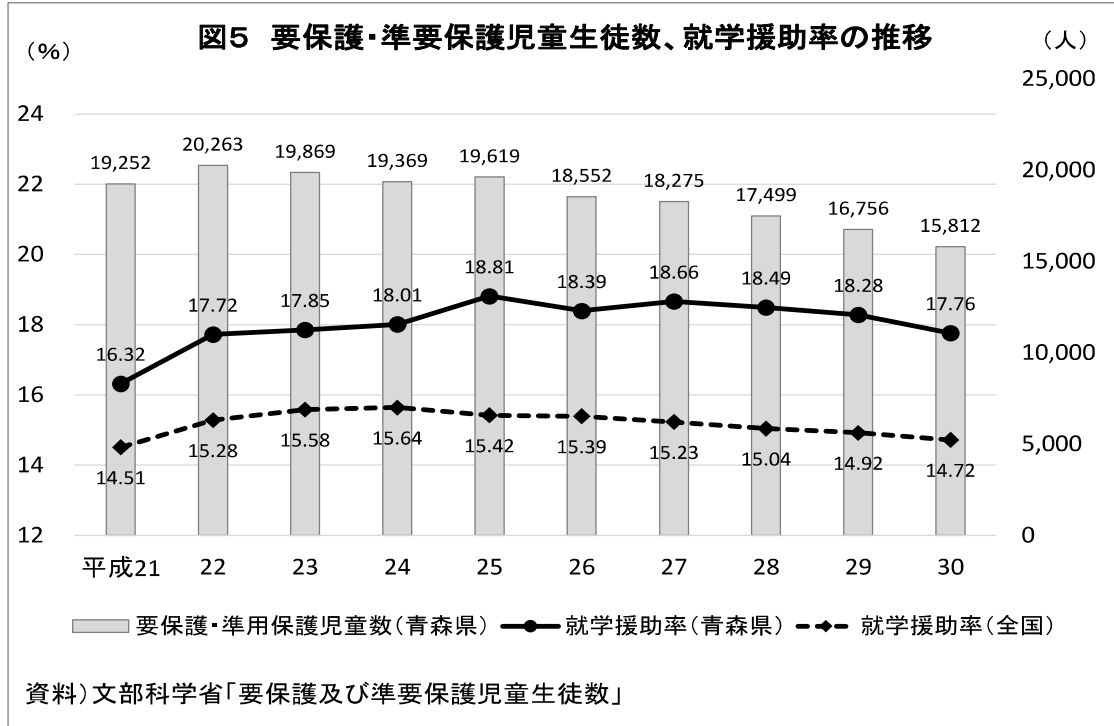
本県の高等学校の中退率は、平成23年度以降減少しずつ減少しており、平成30年度は1.1%となっています。



④要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率

本県における要保護・準要保護児童生徒数は減少傾向で推移しており、平成30年度は15,812人となっています。就学援助率（要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校児童生徒数で除して算出）は平成25年度以降横ばいで推移していましたが、平成30年度に若干減少し、17.76%となっています。

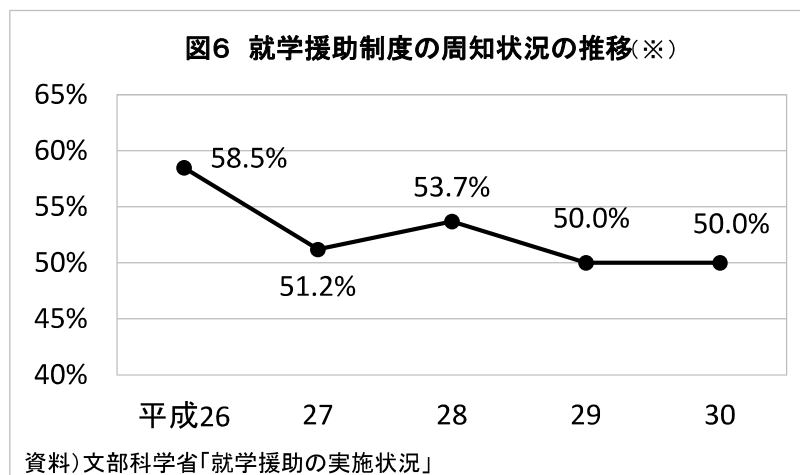
本県の就学援助率は全国を上回る状況が続いています。



(注) 要保護児童生徒数：各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として各市町村が把握している人数
 準要保護児童生徒数：当該年度内に各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で、学用品費等（学用品費のほか通学費、修学旅行費など）が支給されたものであり、給食費や医療費のみを支給されたものは除く。

⑤就学援助制度に関する周知状況（指標 No. 13 関連）

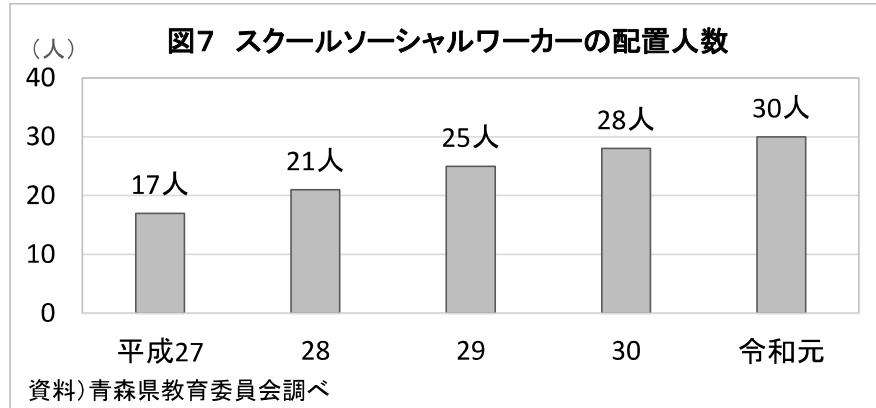
本県の入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合は減少傾向にあり、平成29年度から50.0%となっています。



※入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合

⑥スクールソーシャルワーカーの配置人数（指標 No. 1 2 関連）

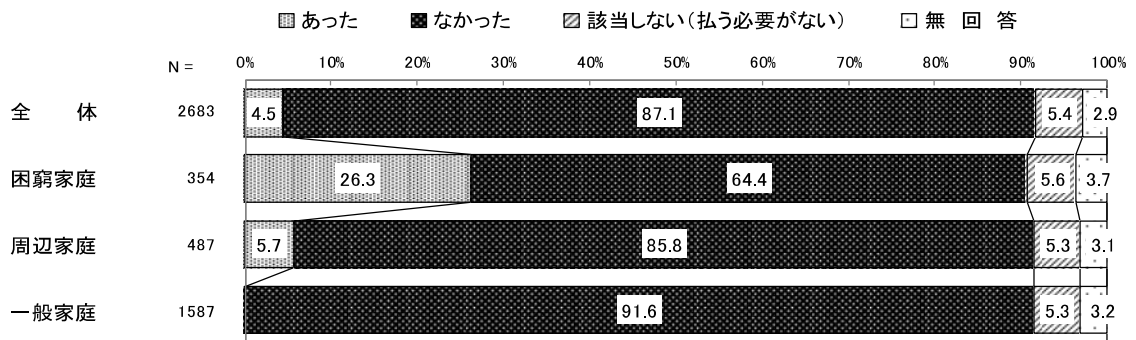
いじめ、不登校、子どもの貧困等、児童生徒が抱える問題について、児童生徒を取り巻く環境からその状況の改善を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充してきており、令和元年度は30人となっています。



⑦過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験（指標 No. 1 6 関連）

過去1年間に経済的な理由で電気料金支払えなかった経験が「あった」という世帯は、全体では4.5%、困窮家庭では26.3%となっています。

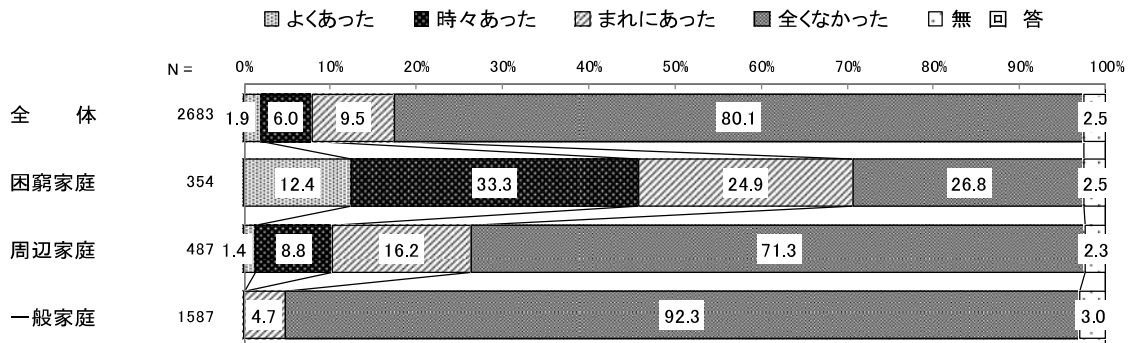
図8 過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験（全世帯）



⑧過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験（指標 No. 1 7 関連）

過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験が「よくあった」「時々あった」「まれにあった」という世帯は、全体では17.4%、困窮家庭では70.6%となっています。

図9 過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験（全世帯）

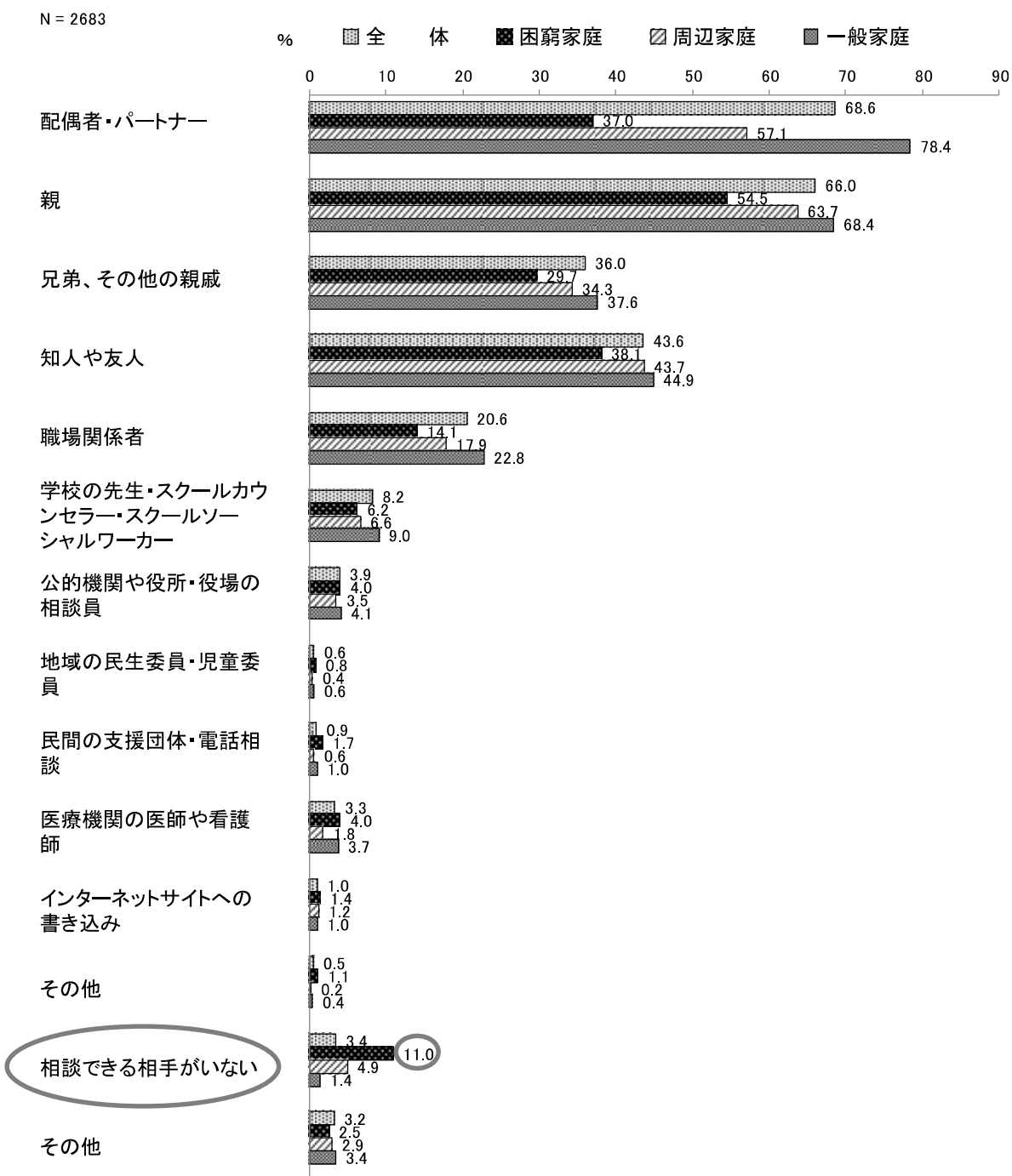


⑨保護者が困った時や悩みがある時の相談先（指標 No. 18 関連）

困窮家庭においては、困った時や悩みを相談する相手がない世帯が11.0%であり、一般家庭（1.4%）と比較すると高い割合となっています。

また、困窮家庭においては、配偶者・パートナー、親、兄弟、その他の親戚、知人や友人、職場関係者などの身近にいる人を相談相手とする割合が低い傾向にあります。

図 10 本当に困った時や悩みがある時に相談する相手や相談先（複数回答）



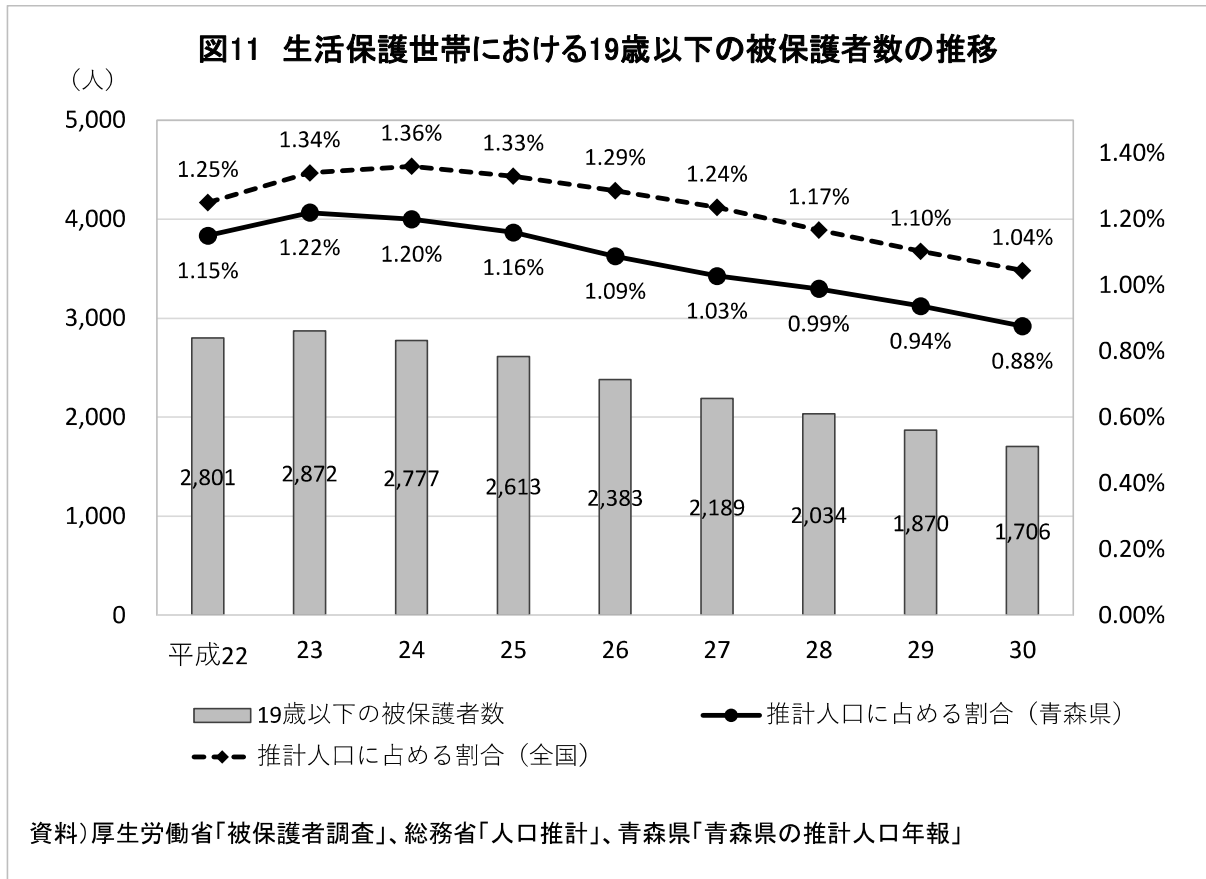
資料) 青森県「青森県子どもの生活実態調査」(平成30年度)

(2) 生活保護世帯の子どもの状況

①生活保護世帯における19歳以下の被保護者数

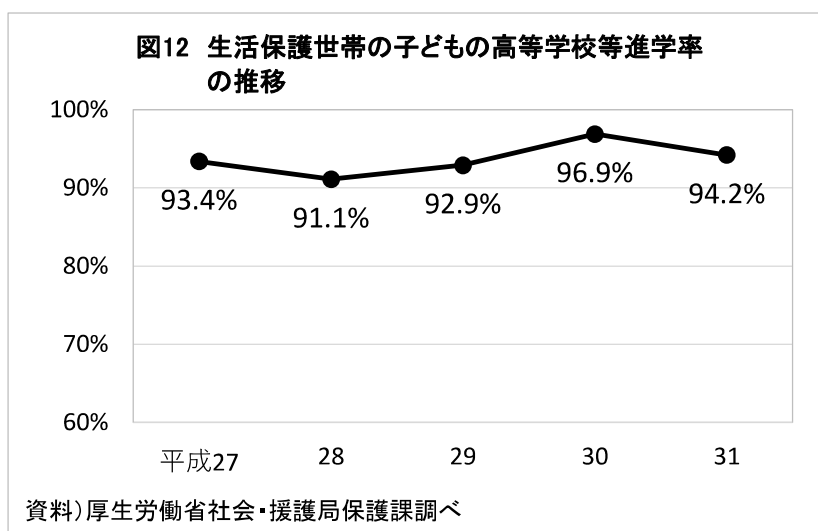
本県の生活保護世帯における19歳以下の被保護者数は、平成24年度以降減少しており、平成30年度は1,706人となっています。

本県の19歳以下の人口に占める被保護者数の割合も平成24年度減少しており、平成30年度は0.88%となっています。



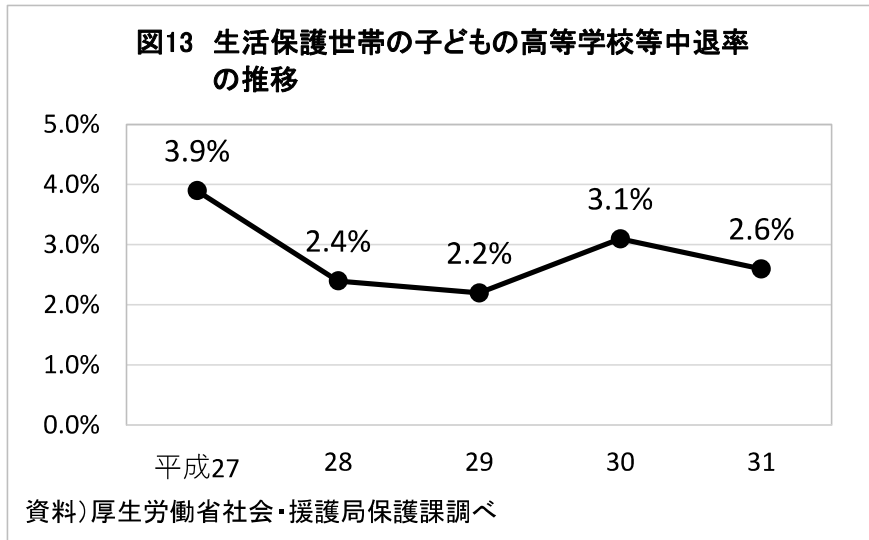
②生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 (指標 No. 3 関連)

本県の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、平成28年度以降減少しつつ増加傾向にありましたが、平成31年度に減少し、94.2%となっています。



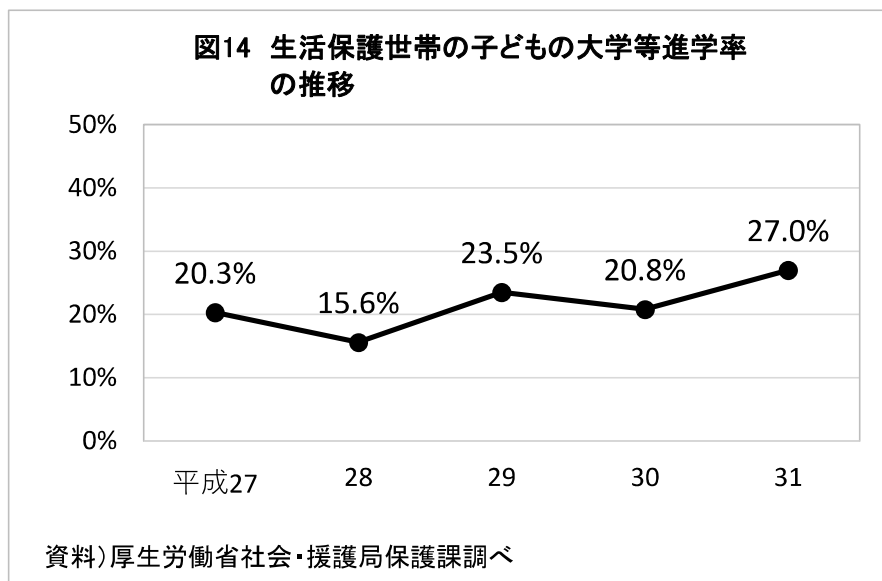
③生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率（指標 No. 4 関連）

本県の生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、平成28年度に減少後、平成30年度に上昇し、平成31年度は2.6%となっています。



④生活保護世帯の子どもの大学等進学率（指標 No. 5 関連）

本県の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、平成29年度以降増加傾向にあり、平成31年度は27.0%となっています。



(3) 社会的養護児童の状況

①社会的養護施設入所児童数

本県の社会的養護施設入所児童数は減少傾向で推移しており、平成31年度は340人となっています。

そのうち、児童養護施設が205人と最も多く、全体の60.3%を占めていますが、年度推移でみると児童養護施設は減少傾向にあり、代わってファミリーホームが増加傾向にあります。

表2 社会的養護施設入所児童数の推移

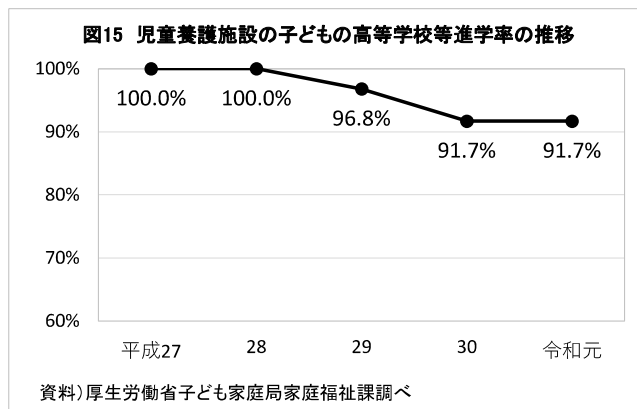
(人)

	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	31
乳児院	27	26	17	18	21	36	20	37	25	20
児童養護施設	323	299	313	274	252	211	222	215	206	205
児童心理治療施設	18	24	24	18	19	19	17	20	21	19
児童自立支援施設	11	12	10	8	7	5	9	7	9	9
里親	52	54	53	62	59	64	63	64	66	54
ファミリーホーム	6	8	15	13	18	20	19	19	23	33
計	437	423	432	393	376	355	350	362	350	340

資料)厚生労働省「福祉行政報告例」

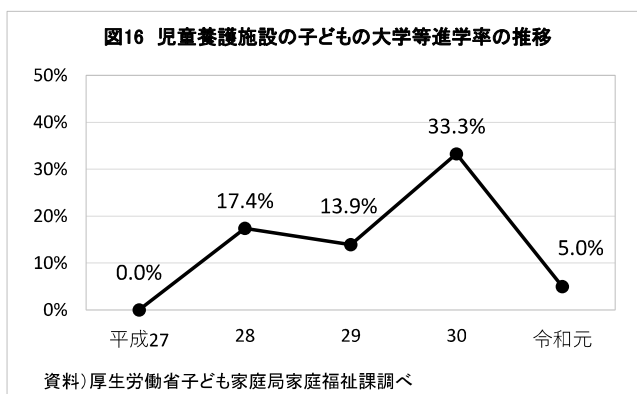
②児童養護施設の子どもの高等学校等進学率（指標 No. 6 関連）

本県の児童養護施設の子どもの高等学校等進学率は、平成27～28年度は100%でしたが、平成30～令和元年度は91.7%と減少しています。



③児童養護施設の子どもの大学等進学率（指標 No. 7 関連）

本県の児童養護施設の子どもの大学等進学率は、平成30年度まで増加傾向にありましたが、令和元年度は5.0%と減少しています。



(4) ひとり親家庭の状況

① 20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯数

本県における20歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、平成12年以降平成22年まで増加し、平成27年に減少している。

20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は平成12年以降増加しており、平成27年は14.5%である。

表3 20歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯数 (世帯)

	平成12年	17	22	27
(A) 20歳未満世帯員のいる一般世帯数	177,287	158,934	140,412	123,579
(B) 20歳未満の子どもがいるひとり親世帯数	16,676	19,441	20,209	17,923
(内訳)				
母子世帯数	13,271	15,972	16,841	15,103
父子世帯数	3,405	3,469	3,368	2,820
20歳未満のいる一般世帯に占めるひとり親世帯数の割合 (B/A)	9.4%	12.2%	14.4%	14.5%

資料)総務省「国勢調査」

(注)「ひとり親世帯」とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子どもから成る母子世帯及び父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)である。

② 児童扶養手当受給者数

本県における児童扶養手当受給者数は、平成24年度以降減少しており、令和元年度は13,592人となっています。

令和元年度の世帯別内訳は、母子世帯が12,454世帯、父子世帯が1,089世帯、その他の世帯が49世帯となっています。



(参考) 20歳未満の子どものいるひとり親世帯数と児童扶養手当受給者数との比率

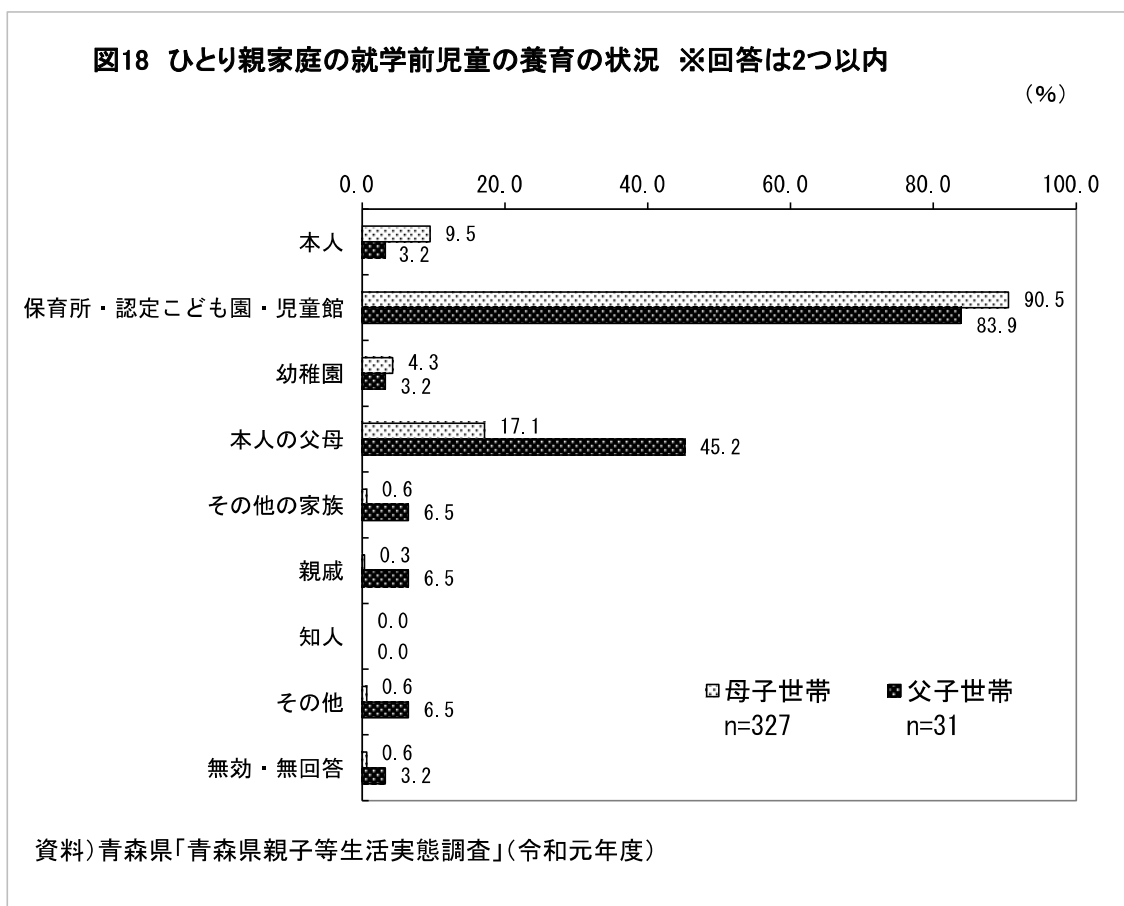
	平成 12年	17	22	27
(A) 20歳未満の子どものいるひとり親世帯数(世帯)	16,676	19,441	20,209	17,923
(B) 児童扶養手当受給者数(人)	11,471	15,159	17,492	16,057
20歳未満の子どものいるひとり親世帯数と児童扶養手当受給者数との比率(B/A×100)	68.8	78.0	86.6	89.6

資料)総務省「国勢調査」、厚生労働省「福祉行政報告例」

(注) 「ひとり親世帯」とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子どもから成る母子世帯及び父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)である。
また、「児童扶養手当」の受給対象は、ひとり親家庭等で18歳の年度末までの児童を養育する者であるが、父又は母が重度障害のふたり親家庭も対象であり、児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで対象となるため、「ひとり親世帯」と対象は異なるものである。

③ひとり親家庭の子どもの就園率(保育園・幼稚園等)(指標No. 8)

ひとり親家庭の就学前児童の養育状況については、母子世帯、父子世帯とも「保育所・認定こども園・児童館」の割合が最も高く、「保育所・認定こども園・児童館」と「幼稚園」を合わせると、母子世帯は94.8%、父子世帯は87.1%となっています。



④ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率及び大学等進学率（指標No. 9、10）

ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率は91.7%、大学等進学率は42.9%となっています。

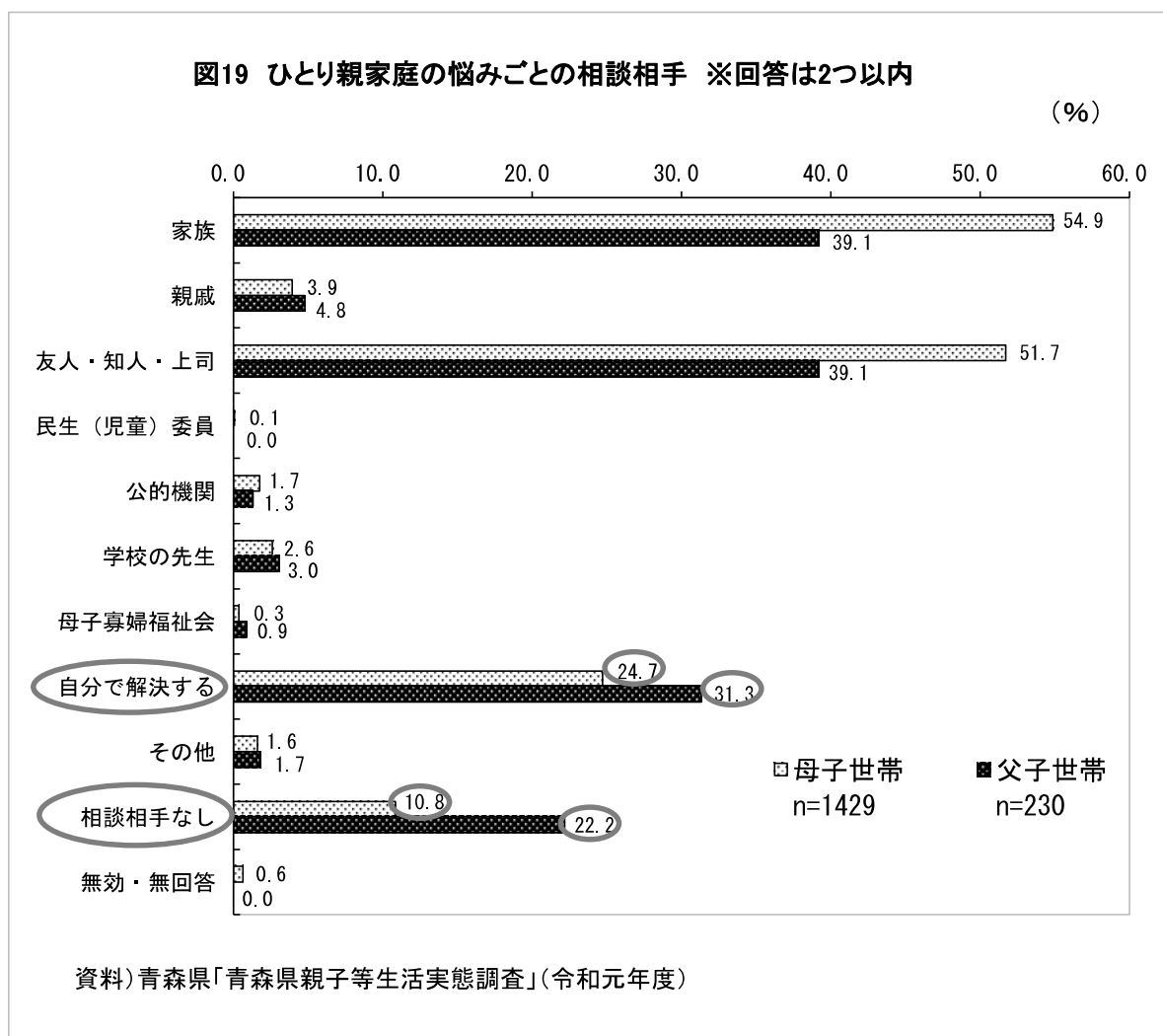
表4 ひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率
及び大学等進学率

ひとり親家庭の子どもの進学率	中学卒業後	95.4%
	高校卒業後	42.9%

資料)青森県「青森県親子等生活実態調査」(令和元年度)

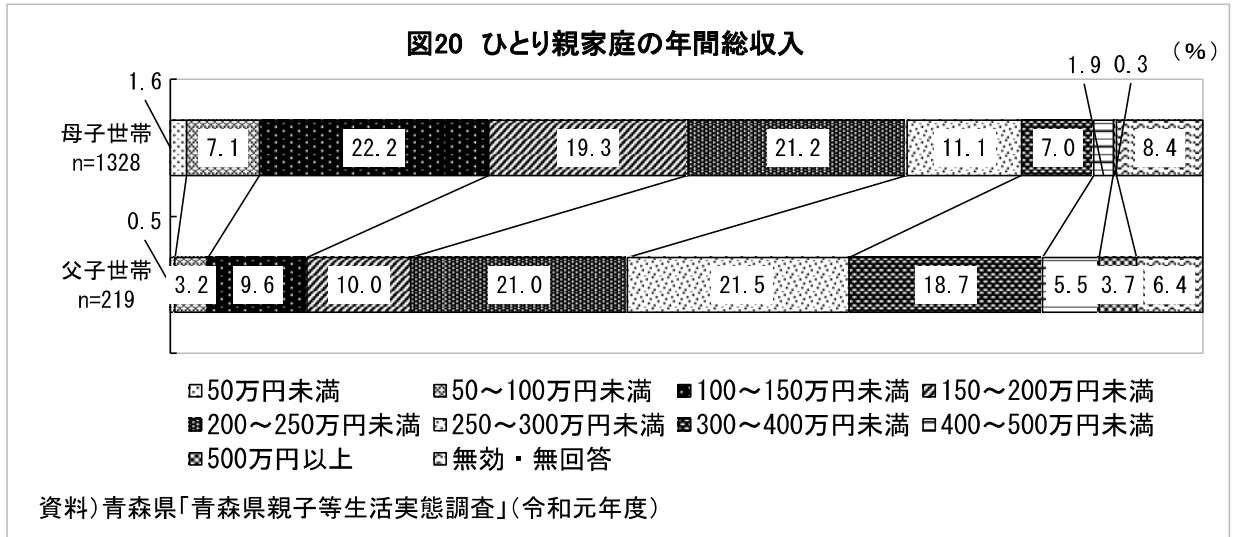
⑤ひとり親家庭の保護者の悩みごとの相談相手（指標No. 19）

ひとり親家庭の保護者の悩みごとの相談相手については、母子世帯、父子世帯とも「家族」「友人・知人・上司」の割合が高い一方で、「自分で解決する」「相談相手なし」の割合も高くなっています。



⑥ひとり親家庭の収入の状況

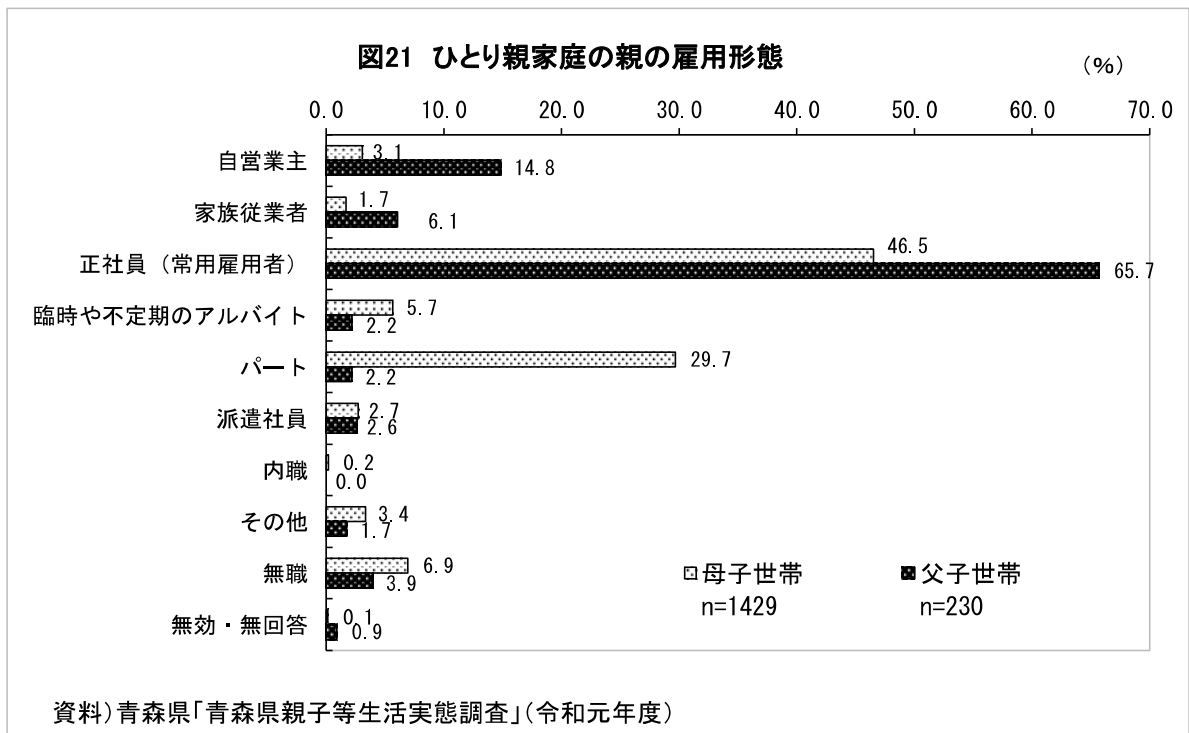
ひとり親家庭における年間総収入は、母子世帯では「100～150万円未満」が22.2%と最も割合が高く、年間200万円未満の世帯は50.2%と半数を占めています。また、父子世帯では、「250～300万円未満」が21.5%と最も割合が高く、年間200万円未満の世帯は23.3%となっています。



⑦ひとり親家庭の親の就業状況 (指標No. 21、22)

母子世帯の親の93.0%は何らかの仕事に従事しており、雇用形態別では「正社員(常用雇用者)」が46.5%と最も高いものの、「臨時や不定期のアルバイト」と「パート」が35.4%となっています。

父子世帯の親の95.3%は何らかの仕事に従事しており、雇用形態別では、「正社員(常用雇用者)」が65.7%と最も高くなっています。

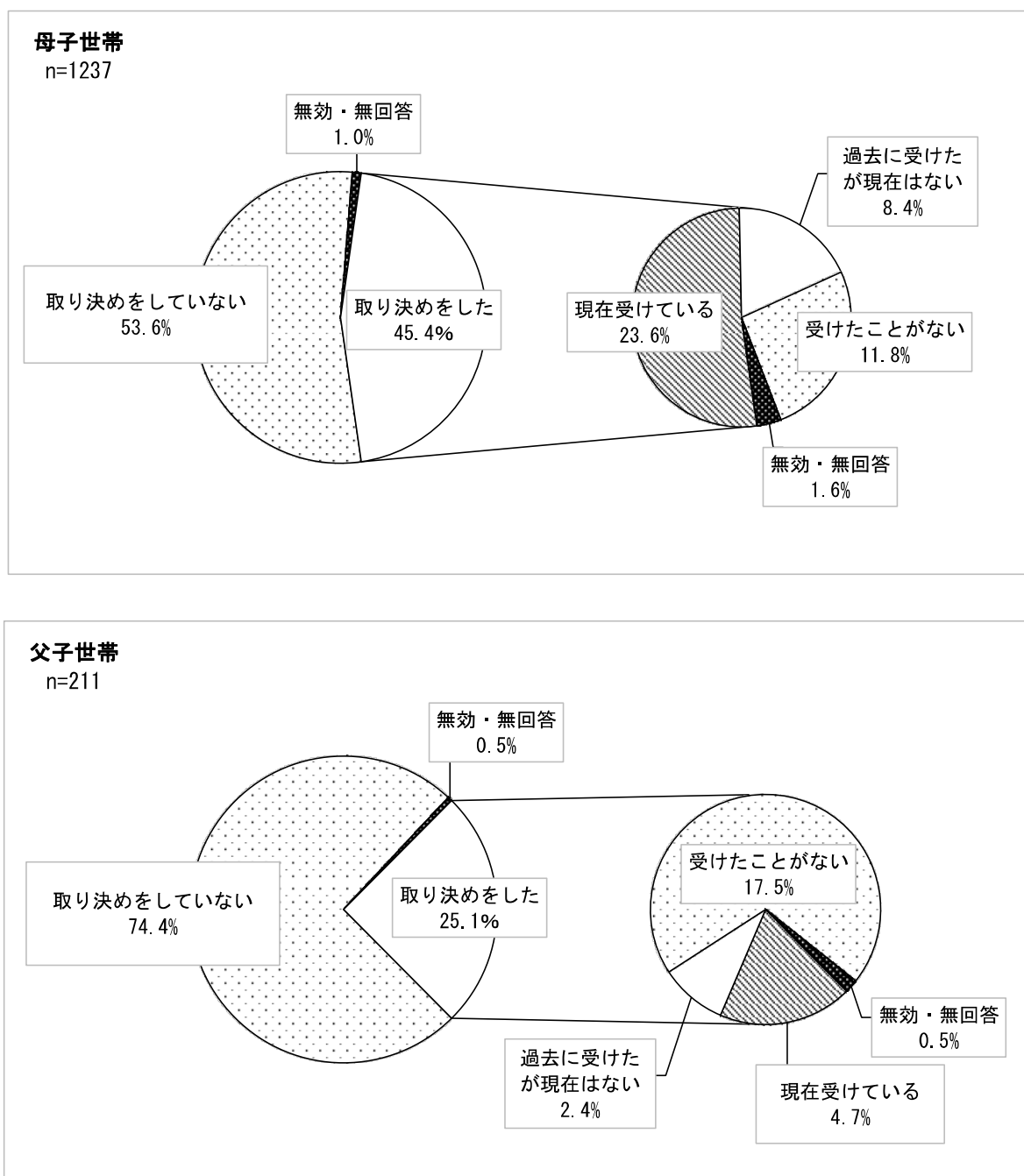


⑧離婚家庭における養育費の状況（指標No. 23、24）

離婚家庭における養育費の状況については、母子世帯では「取り決めた」が45.4%で、そのうち養育費を「現在受けている」者が23.6%となっています。また、父子世帯で「取り決めた」は25.1%で、そのうち養育費を「現在受けている」者が4.7%となっています。

養育費を受け取っていない子どもは、母子世帯では73.8%、父子世帯では94.3%となっています。

図 22 離婚家庭における養育費の状況（%）



資料) 青森県「青森県親子等生活実態調査」(令和元年度)

⑨ひとり親家庭における福祉制度の利用状況（指標No. 25）

母子世帯、父子世帯ともに、「ひとり親家庭等医療費助成事業」及び「児童手当」の利用割合が高くなっています。

制度を「知らなかった」割合が高いのは、母子世帯、父子世帯ともに「母子父子寡婦福祉資金」「ひとり親等日常生活支援事業」、「学習支援」です。

「今後利用したい」割合が高いのは、母子世帯では「大学入学時奨学金」「学習支援」、父子世帯は「大学入学時奨学金」「学習支援」「就学援助」となっています。

ひとり親家庭の自立に向けて各種事業を実施している「母子家庭等・自立支援センター事業」については、母子世帯、父子世帯ともに制度を「知らなかった」割合は約30%となっています。

表5 ひとり親家庭における制度の利用状況（%）

＜母子世帯＞

区分	利用したことがある	利用したことがない			今後利用したい	無効・無回答
		対象者ではない	知らなかった	その他（必要がない等）		
①母子父子寡婦福祉資金	7.9	5.8	44.0	18.5	13.2	23.7
②ひとり親家庭等医療費助成事業	93.9	0.6	1.7	0.6	2.8	3.1
③ひとり親等日常生活支援事業（家庭生活支援員派遣）	1.2	2.9	53.6	26.7	5.5	15.5
④母子家庭等・自立支援センター事業	6.6	2.8	31.4	39.5	9.6	19.7
⑤遺児等援護対策事業	1.0	25.8	35.5	23.6	1.7	14.1
⑥児童手当	94.4	2.0	0.3	0.1	1.8	3.1
⑦高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金	4.2	6.7	39.0	27.2	13.2	23.0
⑧大学入学時奨学金	1.9	12.0	26.2	16.1	38.2	43.7
⑨学習支援	4.8	3.6	50.0	16.3	16.5	25.3
⑩子どもの医療費助成（②ひとり親家庭等医療費助成を除く）	36.7	8.0	28.1	11.3	5.5	16.0
⑪就学援助	45.6	5.2	21.1	11.0	10.7	17.2
⑫福祉事務所	8.3	0.0	33.7	40.0	3.0	18.1
⑬児童相談所	7.6	2.9	15.2	58.3	3.5	16.0
⑭母子・父子自立支援員	1.7	2.0	35.5	43.9	4.5	17.0
⑮民生（児童）委員	7.7	0.0	26.0	48.8	3.3	17.5
⑯公共職業安定所（ハローワーク）	59.1	0.0	3.9	20.7	6.9	16.3

＜父子世帯＞

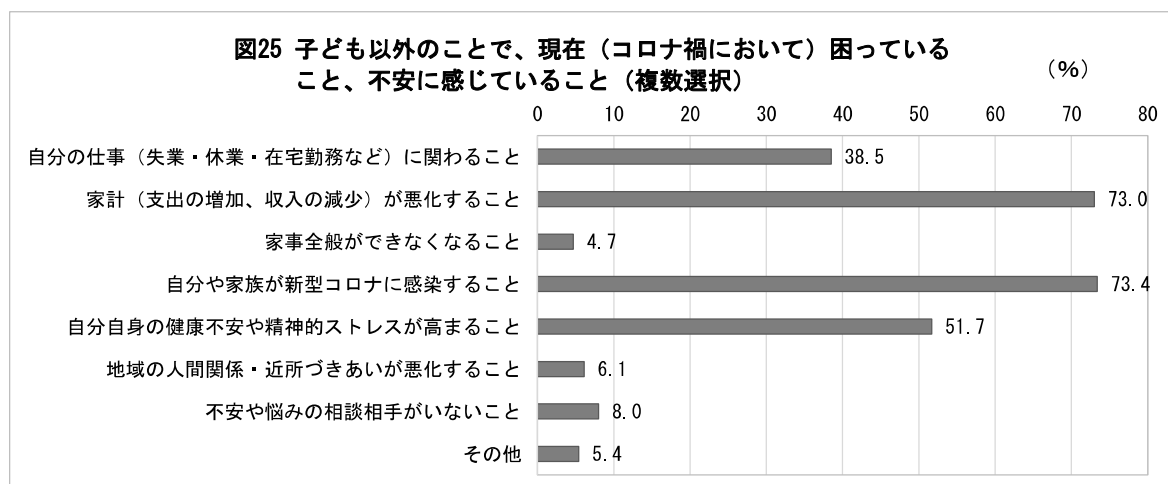
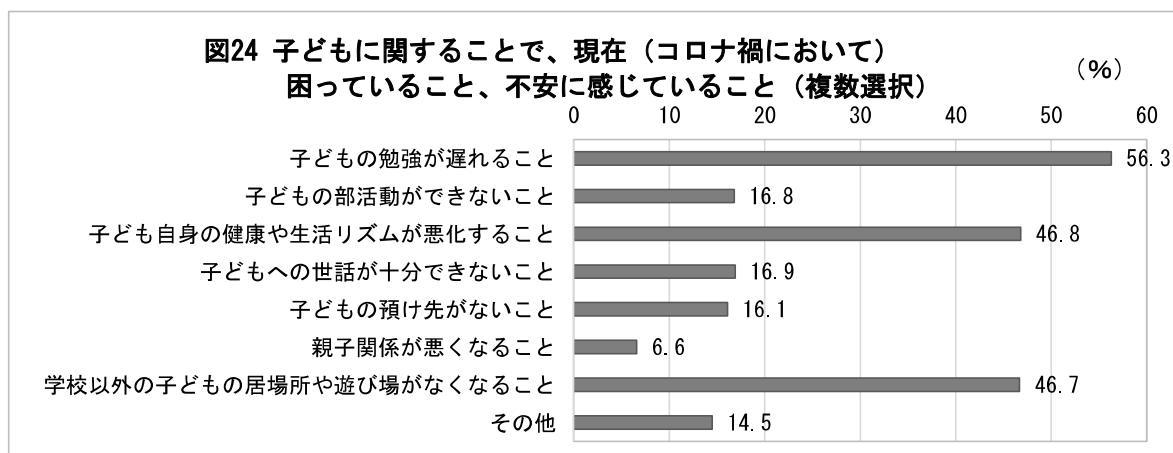
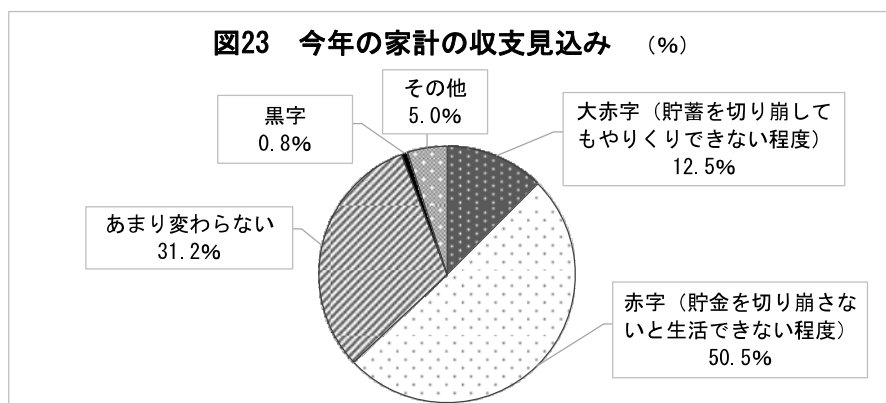
区分	利用したことがある	利用したことがない			今後利用したい	無効・無回答
		対象者ではない	知らなかった	その他（必要がない等）		
①母子父子寡婦福祉資金	4.3	5.2	45.7	16.1	10.0	28.7
②ひとり親家庭等医療費助成事業	87.4	2.2	3.0	1.3	2.2	6.1
③ひとり親家庭等日常生活支援事業（家庭生活支援員派遣）	2.2	3.5	46.5	22.2	7.0	25.7
④母子家庭等就業・自立支援センター事業	1.3	12.6	30.0	31.3	4.8	24.8
⑤遺児等援護対策事業	0.9	20.0	30.0	24.3	3.9	24.8
⑥児童手当	90.0	3.0	0.4	1.3	1.7	5.2
⑦高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金	1.7	8.3	36.1	23.5	11.7	30.4
⑧大学入学時奨学金	1.7	11.3	26.1	14.8	31.3	46.1
⑨学習支援	7.8	4.8	40.0	14.3	17.8	33.0
⑩子どもの医療費助成（②ひとり親家庭等医療費助成を除く）	29.6	6.5	26.1	12.2	6.1	25.7
⑪就学援助	23.0	9.1	27.4	9.6	17.4	30.9
⑫福祉事務所	7.4	0.4	27.0	33.5	5.7	31.7
⑬児童相談所	5.7	3.9	17.4	43.5	8.3	29.6
⑭母子・父子自立支援員	1.3	3.0	30.4	36.5	7.0	28.7
⑮民生（児童）委員	4.3	0.0	26.5	40.0	3.9	29.1
⑯公共職業安定所（ハローワーク）	26.5	0.0	7.4	35.7	8.7	30.4

資料）青森県「青森県親子等生活実態調査」（令和元年度）

⑩新型コロナの影響下におけるひとり親家庭の状況

令和2年度に県内のひとり親家庭を対象に実施した「新型コロナの影響下におけるひとり親家庭の困難に関する調査」の結果によると、家計の収支見込について「赤字（貯蓄を切り崩さないと生活できない程度）」とする回答が50.5%、「大赤字（貯蓄を切り崩してもやりくりできない程度）」とする回答が12.5%となっています。

また、コロナ禍において困っていることや不安に感じていることについては、子どもに関することとしては「子どもの勉強が遅れること」「子ども自身の健康や生活リズムが悪化すること」「学校以外の子どもの居場所や遊び場がなくなること」の割合が高くなっており、子ども以外に関することとしては「家計が悪化すること」「自分や家族が新型コロナに感染すること」の割合が高くなっています。



第2次青森県子どもの貧困対策推進計画

令和3年3月

発行 青森県健康福祉部こどもみらい課
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
電話 017-734-9303
FAX 017-734-8091